

吉田町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月29日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象
定期監査	こども未来課
【指摘事項】 （平成29年2月16日 吉監第51号） 放課後児童クラブ徴収金は、8月末で調定額が39,000円過少計上となっている。内訳は、次のとおりである。 ア 調定が未計上のもの 4月調定額 47,000円（7人） イ 調定が過計上のもの （ア）5月減免分 3,500円（1人） （イ）6月減免分 3,500円（1人）及び1,000円（1人） したがって、吉田町財務規則第48条に基づいて適正に徴収の手続きが行われているとは認め難い。 今後においては、財務規則を遵守し、的確な内部統制を図り、徴収の手続きを適正に行うべきである。	
【措置の内容】 （平成29年3月28日 吉こ第1732号） 放課後児童クラブ事業については、事業実施を施設側で行うのに対し、利用者負担金の調定はこども未来課で行うことなどから、事務連絡の不徹底などにより調定の過少計上となる事態を招いた。 そこで、事業にかかる一連の事務の流れを改めて確認し、調定計上においては、減免申請書が提出され起案後、課長決裁を得た時点でこども未来課担当職員はすぐに調定を起こすことを再確認した。	

なお、徴収金の収納は、入所及び途中退所者又は土曜予約のキャンセルなど、細かい処理が必要なため、途中入退所等増減額、訂正額、調定額、収入額が明らかになるよう「放課後児童クラブ徴収金一覧表」を作成し、毎月集計することで納付の履行を確認することとした。

さらに、事務処理のフローチャートを作成し、的確な事務処理を図るよう改めたい。

以上の内部統制を行うことで、今後、調定事務及び収納事務の適正化を図ることとしたい。